

手話言語法の制定を求める意見書

2013年（平成25年）12月4日、参議院本会議において、障害者への差別禁止、更に、一層の社会参加を促す「障害者権利条約」の締結承認案を全会一致で可決、承認し、2014年1月20日（現地時間）ニューヨークにおいて、我が国は、「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託した。

これにより、本条約は、本年2月19日に我が国について効力を生ずることとなった。同条約は締約国に対し、障害者に健常者と同等の権利を保障し、社会参加の促進に必要な措置を取ることを求めている。2006年に国連総会で採択され、08年5月に発効。現在、137カ国と欧州連合（EU）が批准している。

我が国においても、これまで、障害者基本法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、障害者総合支援法等が改正され、障害者権利条約の国内批准のための条件整備が図られてきた。

これからも様々な国内法の整備が図られていくものと思うが、聴覚障害者、ろうあ者にとって当面する喫緊の課題は、「手話言語法」を1日も早く制定することである。2011年（平成23年）8月に障害者基本法が成立し、日本でも法的に手話が「言語」として認められた。同法第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、第22条には、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できるように必要な施策を講じなければならない旨規定されている。

よって、下記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

記

- 1 「手話言語法」を1日も早く制定すること。
- 2 ろうあ者の家族や身近な人たちに、手話に関する十分な情報提供と手話言語を取得していくための教育環境の整備を進めること。
- 3 ろうあ者の知識習得のために、ろう学校等において手話言語を使って学ぶ機会を保障すること。
- 4 手話言語の普及のため、ろうあ者、健聴者を問わず、手話に容易に接することができる環境づくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

諫 早 市 議 会